様式１

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処分の名称		日影による建築物の高さの特例許可
根拠条例･規則等名		建築基準法(昭和２５年法律第２０１号)
条　　項		第５６条の２第１項ただし書
所管部課		建設局 建築行政部 建築行政課(048-829-1533)
審査基準	基　準（未設定の場合はその理由）	さいたま市建築基準法第56 条の2 第1 項ただし書に基づく許可取扱基準 (平成19 年10 月1 日より運用、令和3 年4 月1 日一部改正) 建築基準法第56 条の2 第1 項ただし書許可に係る包括同意基準 (平成 15 年 4 月 1 日運用、令和元 年 10 月 1 日最終改正)
	設定等年月日	平成１３年５月１日設定 令和３年４月１日最終改正
標準処理期間	期　間（未設定の場合はその理由）	６０日
	設定等年月日	平成１３年５月１日設定　平成　　年　　月　　日最終改正
備　考		